資料６

７月１日役員会資料

２８．７．１

平成２９年度　市長海外行政調査について

原則隔年実施としているが、毎年、全市長に意向調査を行っている。

平成２９年度の調査については、下記の実施方針案により、全市長の意向確認を行った上で決定することとする。

１．実施方針案について

（１）目的　広く諸外国における都市自治並びに政治、経済、文化等の各般にわたる諸問題及び状況について、その実態を調査・研究することにより都市行政の自立的な発展と効率的な運営に資することを目的とする。

（２）調査の実施　毎年度、全市長の意向確認を行って決定する。
原則隔年で実施することとするが、参加希望の多い場合は隔年以外の年度においても実施する。

（３）調査テーマ　役員会で検討、決定した上で、参加市長の意向も加味して具体的にテーマを定める。

（４）調査先（行き先）　調査テーマに基づき、役員会で決定する。

（５）時期　７月上旬～８月上旬

（６）期間　１０日間以内（帰国日は原則金曜日）

（７）参加市長　１０市長以上の参加を目標とする。
（参加市長から団長、副団長各１市長を選任する）

（８）市長会の経費負担　必要経費の１／２以内を補助（限度額６５０千円）
（飛行機はビジネスクラスとする）

（９）調査結果　報告書を作成する

２．平成２９年度の実施案について

（１）調査テーマ　役員会で検討、決定した上で、参加市長の意向も加味して具体的にテーマを定める。

（２）時期及び期間　平成２９年７月～８月の間の１０日間以内

（３）調査先（行き先）　調査テーマに基づき、役員会で決定する。

（４）今後の進め方

月　日	事　項
平成28年 7月1日（金）	**役員会** 実施方針案、調査テーマ等について協議
～7月中旬	役員会終了後、調査テーマについて役員市長の意向調査 （文書照会）
～8月上旬	役員市長の意向調査結果に基づき、調査テーマ案を事務局にて作成
8月上旬～中旬	全市長に希望の調査テーマ及び参加について意向調査を実施 （文書照会）
8月25日（木）	**役員会** 意向調査結果を報告。調査テーマ及び実施について、協議し、決定。（参加希望市長に結果を報告）
10月5日（水）	**役員会（市長会議）** 日程案等について、報告。
11月11日（金）	**臨時総会** 平成29年度市長会予算案に必要経費を計上。 ※参加する市は来年度予算に必要経費を計上。
平成29年 2月17日（金）	**役員会** 日程、調整先（訪問先）など詳細な内容について決定。
4月	**役員会** 日程、参加者等の確認、今後の日程などについて報告
5月	参加市長事前説明会の実施

２８愛市第７５号
平成２８年７月６日

役員市長様

愛知県市長会
会長　鈴木淳雄
（公印省略）

平成２９年度市長会主催市長海外行政調査の調査テーマ等について

７月１日開催の役員会でご協議いただいた平成２９年度市長会主催市長海外行政調査について、調査テーマに関して、役員市長様のご意見を伺いたいので、別紙により、現時点で適切と考えられる調査テーマについて、７月２１日（木）までに事務局までご報告ください。

また、今回は、今後の海外行政調査のあり方に関しても、ご意見を伺いたいので、併せてご報告ください。

なお、ご意見がない場合につきましても、その旨をご報告ください。

問合せ先　愛知県市長会事務局　担当：西本、神谷
電話　（０５２）９６２－４１７１
電子メール　ai-sinko@sirius.ocn

別　紙

平成２９年度市長海外行政調査　調査テーマ等について

市名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿市

1　調査テーマについて

2　海外行政調査のあり方について

報告先　愛知県市長会事務局　担当：西本、神谷
ＦＡＸ　（０５２）９６２－４１５４
電子メール　ai-sinko@sirius.ocn.ne.jp

資料６－２

愛知県市長会　海外行政調査等に係る補助について

○愛知県市長会市長海外行政調査要綱（抜粋）

（助成措置）
第11　各市長の意向確認の結果、調査を実施しないことになった場合において、次に該当し、役員会において適当と認められるテーマ及び計画に基づき調査を行う場合は予算に定める上限の範囲内で市長会が調査経費の２分の１を補助する。
(1) 全国市長会、各種団体等が実施する調査
(2) 複数の市の企画により実施する調査

○愛知県市長会都市職員海外派遣研修要綱（抜粋）

（目　　的）
第１　海外派遣研修は、市職員を海外に派遣し、外国における行政制度およびその運営の実態または、専門技術その他必要な事項について調査研究させ、これによって職員の視野を広め、資質の向上をはかり、市行政の効率的な運営に資することを目的とする。
（派遣方法）
第８　派遣方法は、当会が独自で実施計画をたて職員を派遣し、または全国市長会、各種団体等が実施計画する研修のうち適当と認められる計画に応じ職員を派遣することができるものとする。
（報　　告）
第11　派遣職員は、帰国後すみやかに研修の結果について、市長会に報告書を提出しなければならない。なお、必要により帰朝報告会を開催するものとする。
（派遣経費）
第12　市長会が予算に定める上限の範囲内で、派遣経費の２分の１を負担又は補助する。

○詳細は愛知県市長会ホームページに掲載　（http://www.aichi-shichoukai.org/）

会員専用ページの「予算・決算」内に掲載しています。

